



中津市監査委員告示第 8 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年4月19日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

# 措置状況報告書

監査の名称：令和3年度 定期監査

課 名：山国支所 総務・住民課

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 支出事務について</p> <p>委託業務において、3月中に翌年度予算の入札・契約を行っており、さらに、業務仕様書に定められた確認書類である報告書等が未受領であり、履行確認が十分に行われていないものが見受けられた。</p> <p>適正な契約事務を行うとともに、仕様書等に定められた事項については確実に確認を行い、適正な履行管理の徹底を求める。</p>	<p>契約事務につきましては、契約事務マニュアルに沿った適正な事務処理に努めます。また、仕様書等に定められた事項について確認を行い、適正な履行管理に努めます。</p>	
<p>(2) 契約事務について</p> <p>委託業務において、3件の同時期・同一地区での随意契約が見受けられた。</p> <p>これらの契約を集約し競争入札を行うことで、経費の節減が期待できることから、事前に一括発注の可否を十分検討し、中津市随意契約ガイドラインに沿った適正な事務処理の徹底を求める。</p>	<p>今回指摘を受けたことを課員全員で共有し、業務につきましては、一括発注の可否を事前に確認の上、中津市随意契約ガイドラインに沿った適正な事務処理に努めます。</p>	
<p>(3) 財産管理事務について</p> <p>普通財産の貸付において、貸付契約を締結せず、使用許可書を交付しているものが見受けられた。</p> <p>中津市有財産規則に沿った適正な事務処理を求める。</p>	<p>普通財産の貸付につきましては、中津市財産規則に沿った適正な事務処理に努めます。</p>	
<p>(4) その他（自治委員会計事務局）</p> <p>① 通帳名義が事務局担当者名で、入出金伝票を作成することなく出金を行っており、さらに、決算書も未作成であり、会計事務の管理体制が不十分であるものが見受けられた。</p> <p>通帳名義は会計管理の責任者である事務局長名義が適当であり、各種団体事務局においても、市の公金と同様、入出金伝票を作成し、決裁後に出金を行う等、適正な会計事務の徹底を求める。</p>	<p>今回の指摘を受けて、未作成である入出金伝票及び決算書を作成し、決裁を受けると伴に通帳名義を事務局長名義に変更しました。</p> <p>今後は、入出金伝票の決裁を受けた上で入出金処理を行い、適正な会計事務に努めます。</p>	
<p>② 団体（自治会）に対する助成金等を、個人（校区代表者）に現金払いを行っていた。</p> <p>公金管理の基本方針に基づき、公金管理の適正化の観点から、団体に対する助成金等は団体名義口座への振込を行うよう事務改善を求める。</p>	<p>今回の指摘を受けて、助成金等の自治委員への現金払いを見直し、原則として各地区自治会口座への振込みを行うよう事務改善し、公金管理の適正化に努めます。</p>	

# 措置状況報告書

監査の名称：令和3年度 定期監査

課 名：山国支所 地域振興課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 収入事務について</p> <p>(株)NTTドコモ九州支社と建物賃貸契約を交わしており、契約書に「電気会社の電気料金の変更されたときは甲乙協議のうえ改定できる」とあるが、令和2年度の利用率収入額は契約当初の金額と同じである。現在、電気料金は値上げされているが、契約金額改定の協議は行っていないのか。適正な内容での契約を求める。</p> <p>(2) 支出事務について</p> <p>① 周辺地域振興対策事業補助金の各実績報告書に写真の添付はあるが、イベント等の実施日、具体的な内容、参加人数、会議等の回数など詳細な報告書の添付がない団体が散見される。            確実な履行確認のためにも詳細を記した報告書の添付が望ましいと考える。</p> <p>② やまくに活性化委員会が行った動画作成事業の実績報告書には、イベント会社との契約書のみ添付されていた。履行確認はどのように行ったのか。DVDパッケージ等の写真を添付させるなど、確実な履行確認を行うよう努められたい。            また、動画作成事業に1,929,930円支払っているが、今後この作成された動画をどのように活用する予定なのか示されたい。</p> <p>(3) 契約事務について</p> <p>修繕業務において、3件の同時期・同一箇所での随意契約が見受けられた。            これらの契約を集約し競争入札を行うことで、経費の節減が期待できることから、事前に一括発注の可否を十分検討し、中津市随意契約ガイドラインに沿った適正な事務処理の徹底を求める。</p>	<p>今後は電気料の料金改定に伴い契約金額の改定を行い、市に不利益の無い様適正な契約内容となるよう契約事務に努めます。</p> <p>今後は確実な履行確認のために詳細を記した報告書の添付を提出するよう指導致します。</p> <p>今後は確実な履行確認のために成果物の写真等を提出するよう指導致します。            また、活用方法につきましては現在YouTubeやコアやまくに、道の駅やまくに等の集客施設で視聴できるようにPR活動に役立たせていますが、より広く活用できる手法を考えていきます。</p> <p>今後発注の際は事前に一括発注の可否を十分検討し、中津市随意契約ガイドラインの確認を行い、適切な契約事務を行います。</p>	

課 名：山国支所 地域振興課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(4)その他</p> <p>① 槻木交流センターの使用に関し槻木自治区と協定を結んでいるが、申請・使用許可・減免許可等について、中津市槻木交流センター管理規則に基づいた適正な事務処理に努められたい。 また、使用料に関しても仕様書等に基準を定め、その都度事前に使用申請書の提出を受けたのち許可書を発行し、使用開始日までに使用料を徴収するよう運用の見直しを図られたい。</p> <p>② 中津市スポーツ協会山国支部の支払事務において、立替払いが散見された。公平かつ適正で透明性の高い補助金執行及び適切な履行確認の観点からも中津市会計事務マニュアル等に沿った事務を行うよう事務改善を求める。</p> <p>③ 中津市スポーツ協会山国支部の活動として「歩こう会」を実施しているが、実施報告書及び実施写真等の添付がなく履行確認ができなかった。参加人数の集約、実施写真の添付等を求める。 また、参加料の徴収なしに景品を配布しているが、今後は補助対象経費は慎重に精査し、景品については原則補助対象外の取扱いとするよう注意されたい。</p>	<p>今後は中津市槻木交流センター管理規則に基づいた適正な事務処理に努めます。 また、使用料に関しましても基準を定め事前徴収とするよう運用を見直しいたします。</p> <p>今後は立替払いを禁止とし、資金前渡の方法で対応します。会計事務マニュアルに沿った事務処理を周知徹底いたします。</p> <p>今後は詳細な実績報告書や写真を添付し、確実な履行確認を行います。また、補助対象経費につきましては慎重に精査し、景品については補助対象外といたします。</p>	

# 措置状況報告書

監査の名称：令和3年度 定期監査

課 名：山国支所 農林建設課

指摘事項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>(1) 収入事務について</p> <p>貸付資金償還金について、貸付当初から多年が経過したもので未だ収入未済が多く残るものが見受けられた。今後、債務者の高齢化等によりさらに回収困難になることが予測されることから、定期的な面談の実施等債権回収に一層の努力を払い、早期回収に努められたい。</p> <p>また、貸付償還台帳の記入や経過記録の作成など債権の管理手続きに一部不備が認められた。中津市債権管理規則等に則った適正な債権管理を行われたい。</p> <p>(2) 契約事務について</p> <p>① 随意契約事務において、中津市随意契約ガイドラインに基づく随意契約チェックシートが作成されていないものや関係部署への合議が漏れているもの等事務手続きに一部不適切な事項が認められた。</p> <p>ガイドライン等に従った適切な契約事務を行われたい。</p> <p>② 施工箇所が点在し、同時期に発注を行う工事の発注方法について、今後は、事前に市の基準と十分照らし合わせ一括での発注も検討されたい。</p> <p>また競争性・透明性・公平性の確保を図るため、関係法令や随意契約ガイドラインに則った適正な契約事務の遂行にも努められたい。</p>	<p>貸付償還金返納義務者から債権回収が早期に完了するよう連絡等（面談）を行ってきました。</p> <p>今後は連帯保証人にも納付状況を知らせ適切な納付が行われるよう適正な事務処理をいたします。</p> <p>今回の指摘事項を課員全員で共有するとともに、中津市随意契約ガイドラインの再確認を行い適正な事務処理を行います。</p> <p>今回の指摘事項を課員全員で共有し、今後、施工箇所が同一地内に点在する場合の発注方法について精査をします。また、関係法令や中津市随意契約ガイドラインを再確認し、適正な契約事務の遂行に努めます。</p>	